

鹿児島保健医療圏の地域医療構想調整会議の進め方について

ア 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

(ア) 再編対象医療機関4か所について

鹿児島市医師会病院，鹿児島厚生連病院，鹿児島赤十字病院，
済生会鹿児島病院

再検証対象医療機関については、「診療実績が特に少ない」（診療実績がない場合も含む）が9領域全てとなっている，又は「類似かつ近接している医療機関がある」（診療実績がない場合も含む）が6領域全てとなっている公立・公的医療機関が対象となっている。

9領域 … がん，心血管疾患，脳卒中，救急，小児，周産期，災害，
へき地，研修・派遣

6領域 … がん，心血管疾患，脳卒中，救急，小児，周産期

【部会長等会議の協議結果】

・再検証対象医療機関4か所については，高度急性期・急性期専門部会で説明をしていただき，協議を行う。

・高度急性期・急性期専門部会での再検証にあたり，対象医療機関から他の医療機能への変更意向があった場合は，必要に応じて該当する専門部会（回復期専門部会，慢性期専門部会）でも説明をしていただき，協議を行う。

・回復期，慢性期での協議をスムーズにするため，高度急性期・急性期部会での協議に回復期，慢性期の部会長等がオブザーバーとして参加する。

(イ) 再編対象医療機関以外の5か所について

鹿児島大学病院，鹿児島市立病院，今給黎総合病院，鹿児島医療センター，
南風病院

【部会長等会議の協議結果】

・再検証対象医療機関4か所について優先的に協議を行うほか，その他の公的医療機関等5か所についても国の通知に基づき改めて議論する。

公立・公的医療機関等に関する協議スケジュール(案)

	調整会議	専門部会
令和2年 3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高度急性期・急性期専門部会</div>
4月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部会長等会議</div>
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">調整会議</div>	
6月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高度急性期・急性期専門部会</div>
7月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">回復期専門部会 慢性期専門部会 (必要に応じて開催)</div>
8月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部会長等会議</div>
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">調整会議</div>	
10月		

イ 公立・公的医療機関等以外の「その他の医療機関」の具体的対応方針について

【現状】

- ・ 平成30年5月の調整会議において、その他の医療機関については「地域の医療提供体制への影響が大きい医療機関」を優先して検討することを決定している。
- ・ 回復期専門部会、慢性期及び在宅医療専門部会においては、「地域の医療提供体制への影響が大きい医療機関」の基準を決定している。
基準：病床機能報告で「総病床数70床以上」かつ「医療機能別に10床以上の増減」を予定している医療機関
- ・ 本年9月12日の回復期専門部会、慢性期及び在宅医療専門部会において、その他の医療機関について検討を始める予定だったが、定量的基準が示されたこと等を踏まえ、専門部会の開催を延期している。

【部会長等会議の協議結果】

(7) その他の医療機関の検討開始時期について

- ・ 鹿児島医療圏全体の2025年の医療提供体制の検討を行う必要があることから、公的医療機関の協議と並行して「その他の医療機関」についても協議を開始する。

(4) 回復期病床が大幅に不足とは言えない状況での今後の協議の方向性について

- ・ 2025年の必要病床数に少しずつ近づけていくため、定量的基準に基づく令和元年度の病床機能報告の結果をもとに、今後、鹿児島市医師会から提案していただく必要病床数調整案も参考にしながら方向性を検討する。
- ・ 必要な場合は、定量的基準の見直しについて県の調整会議に要請する。

ウ 2025年までに医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて

【現状】

- ・ 現在、各医療機関が医療機能ごとの病床数を変更する場合に、事前に把握する仕組みがなく、調整会議での説明等を経ずに医療機能ごとの病床数の変更が行われている状況があるため、令和元年6月の第9回調整会議において、鹿児島保健医療圏における取扱いを検討することで合意した。

【部会長等会議の協議結果】

・ 2025年の必要病床数に向けた圏域内の調整について、当面、高度急性期・急性期における調整を優先することとし、また回復期も大幅に不足しているとは言えない状況を踏まえ、各医療機関が以下の変更を予定している場合は、事前に調整会議で説明していただくよう要請する。

高度急性期又は急性期へ変更する場合

慢性期から回復期へ変更する場合

・ 前年度の病床機能報告で変更予定の報告がないまま、翌年度の病床機能報告で既に変更されている場合についても、調整会議で説明をしていただく。

エ 非稼働病棟を有する医療機関について

【現状】

- 平成29年度の病床機能報告の結果を踏まえ、回復期専門部会、慢性期及び在宅医療専門部会で以下の取扱を了承している。
 - ア 病院
事務局が当該医療機関に今後の予定について照会し、専門部会に報告する。専門部会で検討後、必要な場合は専門部会への出席を求める。
 - イ 診療所
今後稼働等の動きがあった場合に、該当する専門部会で検討する。
- 平成29年度の病床機能報告で非稼働病棟を有していた病院1か所は、平成30年度の病床機能報告では既に稼働済みとなっている。
- 平成30年度の病床機能報告から休棟中の場合は、稼働予定、廃止予定のいずれかを選択することとなっている。
- 平成30年度の病床機能報告で非稼働病床を有する医療機関29か所に対し、令和元年7月に事務局から今後の運用見通し（稼働予定、廃止予定、未定）を照会したところ、「未定」とした医療機関が多かった。稼働予定の医療機関は急性期での稼働が多かった。
参考資料P22～ 稼働予定4か所、廃止予定5か所、未定19か所、未回答1か所

【部会長等会議の協議結果】

(ア) 医療機関への照会について

- 非稼働病棟を持つすべての医療機関に対して、病棟を稼働していない理由、当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について、毎年6月頃、事務局から照会を行う。

(イ) 照会結果への対応について

- 稼働予定の医療機関に対しては、必要に応じて専門部会（稼働時の医療機能を担当する専門部会）への出席を求める。
- 今後の運用見通しが「未定」の医療機関に対しては、2025年までには結論を出していただくよう働きかけを行う。

オ 病床機能報告において、定量的基準と異なる機能を報告した医療機関の取扱いについて

【現状】

- ・ 令和元9月に、鹿児島県地域医療構想調整会議において、「定量的基準」が作成された。
- ・ 同基準は、病床機能報告において、医療機関が自院の病床機能を判断する際に、参考として活用することを目的としている。
- ・ 同基準では、調整会議において、定量的基準と異なる機能を報告した医療機関について、その理由を確認する予定としている。
- ・ 令和元年度は定量的基準が定められた初年度ということもあり、定量的基準と異なる機能を報告をする医療機関が想定される。異なる理由について、単なる入力誤りなのか、それ以外の理由によるものか等によって、調整会議での取扱いが変わってくるものと思われる。

【部会長等会議の協議結果】

- ・ 定量的基準と異なる機能を報告をした医療機関については、今後県担当課から示される予定の確認方法等の手順を踏まえて、次回以降の部会長等会議で検討する。